様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年12月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ろぼっとほーむ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社ｒｏｂｏｔ ｈｏｍｅ  （ふりがな）ふるき　だいさく  （法人の場合）代表者の氏名 古木　大咲  住所　〒104-0061  東京都中央区銀座六丁目１０番１号  法人番号　3290001025873  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社の公式サイト「DX推進方針について」 | | 公表日 | 2024年11月22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社の公式サイトへ公表しております。  【公表場所】https://corp.robothome.jp/company/dx\_promotion  【記載箇所又はページ】  2.DX推進による価値向上について  3.当社の目指す経営ビジョンについて  4.経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルについて | | 記載内容抜粋 | **2.DX推進による価値向上について**  当社グループは、「テクノロジーで、住宅を変え、世界を変えていく。」というミッションの元、人々の暮らしが豊かになる世界の実現をするべく、ITやAIなど先端情報テクノロジーを活用したリアルエステートテックを推進してまいりました。  テクノロジーを活用した効率化と透明性の高い不動産事業への変化が求められる中、各種IoT機器を活用することにより、多様化する生活スタイルに相応しいスマートホームの実現等の利便性の高いサービスの需要がさらに拡大すると見込まれております。  **3.当社の目指す経営ビジョンについて**  当社グループは、今後もテクノロジーを通じ、世の中の期待に応え、人々の暮らしが豊かになる世界の実現を目指してまいります。  これまでコアコンピタンスであるITの開発力を活かし　て、当社のテクノロジーによる不動産業界の業務フローの改善や、顧客利便性の向上などに取り組んでまいりましたが、昨今の外部環境変化による本格的なDX需要の到来により、さらなる業容の拡大と業績の向上を図り、企業価値の発展に努めております。  今後もこうした時代の変化を踏まえて、AI・IoT事業を　「重要かつ戦略的な分野」と位置付け、特定の業界のみならず、様々な企業や顧客に対するDX総合支援サービスを開始することでより、本格的なテック企業として進化を図る方針です。  **4.経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルについて**  当社グループは、プラットフォームを活用した新しい価値創造に努め、AI・IoT×不動産のリーディングカンパニー企業として、更なる成長を目指しております。  目標の達成に向けて、賃貸経営プラットフォーム「robot home」を活用して、プラットフォーム上で蓄積されるデータの収集・分析による価値最大化と、それらを活用したDX化による新たな価値の創出を進めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて、承認された「DX推進方針」に基づき、公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社の公式サイト「DX推進方針について」 | | 公表日 | 2024年11月22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社の公式サイトへ公表しております。  【公表場所】https://corp.robothome.jp/company/dx\_promotion  【記載箇所又はページ】  5.経営ビジョン実現に向けた戦略について | | 記載内容抜粋 | **5.経営ビジョン実現に向けた戦略について**  当社グループは次世代のDX化された賃貸住宅の提供に向けた戦略的IT投資を進める一方で、全てのプレイヤーをプラットフォーム上で繋ぎ、賃貸経営の自動化を目指すプラットフォーム、オンラインで完結できる投資用物件売買プラットフォームを提供しております。  （１）AI・IoT事業  AI・IoT事業におきましては、賃貸経営プラットフォーム「robot home」の継続的な開発・運用、及びサービスを提供しております。  入居者、オーナー、メンテナンス会社、賃貸仲介会社、賃貸管理会社の全てのプレーヤーをプラットフォーム上で繋ぎ、賃貸経営の自動化を目指してまいります。  さらに、これまで蓄積された「リアル×テクノロジー」の知見をDX領域へと展開し、不動産業界のみならず、他業界に対する「DX総合支援サービス」を提供しております。  加えて、不動産の管理と運用業務の標準化に貢献する業務フローマネジメントシステム「フローラ」の開発を推進しており、不動産の管理と運用業務で行われていた従来のスプレッドシートに依拠する業務プロセスではなく、見える化された業務フローに沿ってあらゆる業務を進め、効果的な管理とDX化を可能にする業務フローマネジメントシステムを実現いたします。  （２）robot home事業  robot home事業におきましては、AI・IoT事業で構築した賃貸経営プラットフォーム「robot home」を活用し、不動産オーナーに向けた新築・中古物件の供給（フロー領域）から、賃貸管理の受託（ストック領域）、売却・再投資 （フロー領域）を経て、プラットフォーム内の流通がさらに拡大するという好循環成長サイクルの構築に努めてまいりました。  ストック領域におきましては、AI・IoTなどのコアテクノロジーを活用した賃貸管理RPAシステム「robot home for pm」の導入により、業務効率化されたPM業務を実施し、安定したストック収入を拡大してまいりました。  フロー領域におきましては、購入サポートのみならず、資産形成サポート、売却サポートの更なる充実により、アプリ内での取引を活性化して、プラットフォーム内の流通を促進することで、今後の収益基盤の更なる安定化に向けた取り組みに注力いたしました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて、承認された「DX推進方針」に基づき、公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社の公式サイトへ公表しております。  【公表場所】https://corp.robothome.jp/company/dx\_promotion  【記載箇所又はページ】  6.DX推進体制について  7.DX人材の確保及び育成について | | 記載内容抜粋 | **6.DX推進体制について**  当社グループのDX推進体制として、「IT統括本部」を設置しており、当本部により、事業部及び子会社を横断した体制整備を図っております。  当本部を中心として、当社グループのデジタル化戦略の立案、計画、推進がなされ、各事業部により、具体的な施策が推進されます。  各事業部の責任者は、各部門長及び実務担当者と連携して、業務要件整理、システム化推進を図っております。  **7.DX人材の確保及び育成について**  当社グループの将来の成長は優秀な人材をはじめとする人的資源に大きく依存するため、人材採用及び人材育成は重要な経営課題であります。  特に不動産業界で、ITの技術力を通じて、イノベーションを創造すべく、不動産における高い専門性を有する人材とITに関する最新の技術を保持する技術者とを有機的に連携させる必要があると考えております。  （１）DX人材の確保  当社グループの持続的企業価値向上の実現に向けて、優秀なIT人材を採用し、さらなるDX体制を加速することが重要であると認識しております。  DX人材確保のため、IT人員採用を進めており、DX体制整備の強化を図っております。  （２）DX人材の育成  従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やDX教育研修等を進めております。  具体的には、DX推進を担う人材育成を強化するため、次の方策を推進しております。  ・DXスキル向上のため、社内外研修の実施  ・各事業部における業務効率化及びDXツール導入の推進  ・全社コミュニケーションツール（生成AI、Slack、Googleなど）を活用したデジタル交流推進 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社の公式サイトへ公表しております。  【公表場所】https://corp.robothome.jp/company/dx\_promotion  【記載箇所又はページ】  8.デジタル技術活用環境の整備について | | 記載内容抜粋 | **8.デジタル技術活用環境の整備について**  （１）デジタルを活用したビジネス環境の整備  当社グループは、robot home事業を主軸とした不動産管理事業を展開し、テクノロジーを軸として、拠点を全国各地へ展開しております。  そして事業の確立と強化、持続的な成長に向けた社内の構造改革を進めると同時に、リモートワークにも対応可能なプラットフォームのさらなる強化により、業務効率化を推進し、災害に強く、従業員にとって働きがいのある職場環境を整備しております。  （２）AI・IoT等の先端技術を活用したDXの推進  当社グループは、自社開発したIoTの強みと賃貸住宅販売の双方を通じて管理受託を強化することにより、IoT賃貸住宅管理戸数をさらに拡大すると同時に、自社物件のIoT導入シェアの向上を図ってまいります。  加えて、上記の施策の中で、自社開発した賃貸管理RPAシステム「robot home for pm」の導入により、robot home事業のコスト構造を改革し、収益力をアップしてまいります。  また、不動産マーケットプレイス「robot home for investment」を展開し、今後の収益基盤の安定化に向けた取り組みを強化するとともに、不動産投資マーケットをさらに活性化すべく、テクノロジーを活用した、新たなマーケットプレイスを構築してまいります。  （３）デジタル技術革新の対応  当社グループは、これまでIT技術を早期に導入することで、コスト優位性を確保し、サービスやデザイン性の分野で差別化を図ってまいりました。  ITの技術革新のスピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。  そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社の公式サイト「DX推進方針について」 | | 公表日 | 2024年11月22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社の公式サイトへ公表しております。  【公表場所】https://corp.robothome.jp/company/dx\_promotion  【記載箇所又はページ】  9.DX戦略の達成指標について | | 記載内容抜粋 | **9.DX戦略の達成指標について**  DX戦略の達成指標として、当社グループの主力事業サービスであり、かつ当社のデジタル化推進状況を計るため、各事業領域におけるプラットフォーム「robot home」の導入実績を指標と定めております。  ソリューション　　　　　　 達成指標  robot home　　　　　　　　 会員数、オーナー数  robot home kit　　　　　　 IoT導入戸数  robot home for pm　　　　　管理戸数  robot home for agent　　　 登録業者数  robot home for maintenance 巡回清掃、消防点検、  原状回復工事 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月22日 | | 発信方法 | 【公表方法】  当社の公式サイトへ公表しております。  【公表場所】https://corp.robothome.jp/company/dx\_promotion  【記載箇所又はページ】  1.トップメッセージ | | 発信内容 | **1.トップメッセージ**  私たちは、テクノロジーを活用し、様々なサービスを提供していくことで、くらしに価値を与えることを可能にしてきました。  今まで当たり前だった日常生活を、テクノロジーでもっと豊かにしていく。  私たちは「テクノロジーで、住宅を変え、世界を変えていく。」という経営理念のもと、テクノロジーを通じ、世の中の期待に応え、人々のくらしが豊かになる世界の実現を目指します。  　代表取締役CEO 古木 大咲 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年１月頃　～　2024年11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を実施し、本申請と合わせて、自己診断結果を提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年１月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | （１）情報セキュリティ方針の定め  「情報セキュリティに関する基本方針」及び「プライバシーポリシー」を定め、本方針に基づく、セキュリティ統制体制を整備しております。  （２）情報セキュリティ環境の整備  当社グループ事業のコアは、IT技術であり、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社グループ設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合や、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合、当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があると認識しております。  このため、当社内において、万全の情報セキュリティ対策や事業の安定的な運用のためのシステム強化を行っております。  （３）コンプライアンス及びリスク管理体制の整備  当社グループは、コンプライアンス及びリスク管理体制の強化が非常に重要な課題であると認識しております。  そのため、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括するコンプライアンス統括本部を設置し、コンプライアンス委員会の実効性を確保するとともに、取締役会、監査等委員会、内部監査室とも連携し、コンプライアンス及びリスク管理体制の強化に取り組んでおります。  （４）情報セキュリティ対策の実施  当社グループは、次の情報セキュリティ対策を実施しております。  ・不正侵入及びウィルスなどの検知及び防御を行うソリューションの導入  ・外部セキュリティベンダーによるセキュリティ監視の体制  ・定期的な不審メール訓練の実施、セキュリティ脅威の周知による従業員の教育 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。